

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	17	府省庁名 <u>国土交通省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <u>不動産取得税</u> 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	住宅及び土地の取得に係る税率の特例措置の延長	
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 土地及び住宅用建物に係る不動産取得税を対象とする。</p> <p>・特例措置の内容 土地の流動化・有効利用の促進及び住宅取得の負担軽減を図るため、土地及び住宅用建物の取得に係る不動産取得税について税率を3%（本則4%）に軽減する措置を3年間延長する。</p>	
関係条文	地方税法附則第11条の2	
減収見込額	<p>[初年度] — (▲65,173) [平年度] — (▲65,173)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 土地の取得コストの軽減による土地の流動化・有効利用の促進を通じて、資産デフレからの脱却を確実なものとするとともに、デフレからの着実な回復と経済再生の実現を図る。 住宅取得の負担軽減による住宅取得・流通の促進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 土地取引の現状を見ると、土地購入者の約7割を個人が占め、その購入目的は約6割が住宅であることから、本特例措置の廃止により不動産取得税の負担が増えれば、住宅需要を抑制し、不動産市場に悪影響を及ぼすおそれがある。 また、土地購入企業の約8割が資本金1億円未満の中小企業であるが、本特例措置の廃止により不動産取得税の負担が増えれば、特に地方の中小企業の経営を強く圧迫するおそれがあり、結果として地域経済の停滞、地域活力の減退を招きかねない。</p> <p>現下の土地市場の状況としては、平成20年以降の急速な景気後退に伴って地価が大きく下落した後、その下落幅は縮小しているが、平成26年地価公示を見ても全国平均では依然として下落しており、いわゆるバブル崩壊以降ほぼ一貫して長期的な地価下落を経験していることから、資産デフレからの脱却が必要な状況である。</p> <p>加えて、近年、住宅の一次取得者層である30歳代の家計状況は厳しさを増しており、年収及び貯蓄がほぼ一貫して減少傾向にある。さらに、マンション価格の上昇や建築費指数の上昇など、住宅価格は上昇傾向にあり、住宅取得環境は厳しさを増している。「住生活基本計画」（平成23年3月15日閣議決定）において、「無理のない負担で安心して選択できる住宅市場の実現を目指す」とされているところであり、住宅取得の負担軽減を図る必要がある。</p> <p>「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）においては、「澱んでいたヒト・モノ・カネを一気に動かしていく」と、「『日本再興戦略』改訂2014-未来への挑戦-」（平成26年6月24日閣議決定）においても、「澱んでいたヒト・モノ・カネが成長に向かって動き始めた」、「この1年間の変化を一過性のものに終わらせず、経済の好循環を引き続き回転させていくためには、日本人や日本企業が本来有している潜在力を覚醒し、日本経済全体としての生産性を向上させ、「稼ぐ力（＝収益力）」を強化していくことが不可欠である。」と述べられている。また、「経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレ脱却から好循環拡大へ～」（平成26年6月24日閣議決定）においても、「この経済の好循環の動きを更に進め、デフレ脱却と経済再生への道筋を確かなものとし成長への期待を根付かせていくために、需要の安定的な拡大に取り組む。同時に、需給ギャップが縮小してきた今こそ、新たなチャレンジの好機であり、絶え間なくイノベーションが起こり、次々に高付加価値の財・サービスを生み出し、成長する経済を目指す」と掲げられているところ。</p> <p>このように、政府としてデフレからの着実な回復と経済再生の実現に向けて全力で取り組む上で、本特例は土地の取得時の負担を軽減し、住宅取得の負担軽減、中小企業を中心とした事業者のコスト軽減、土地の流動化・有効利用の促進を図ることにより、土地等の資産デフレの脱却に資するものであり、引き続き措置する必要がある。</p>	
ページ	17-1	

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

ページ	17—2
-----	------

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標 3 1 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する
	政策の達成目標	・低未利用地の面積（平成15年度：13.1万ha→現状維持（平成20年：12.1万ha）） ・土地取引件数（平成25年：128万件→平成32年：150万件）
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間
	同上の期間中の達成目標	・低未利用地の面積（平成15年：13.1万ha→現状維持（平成20年：12.1万ha）） ・土地取引件数（平成25年：128万件→平成29年：141万件）
	政策目標の達成状況	・低未利用地の面積については、本特例をはじめとした各種施策の効果もあり、12.1万ha（平成20年）まで減少し、目標達成に向けて順調に推移している。 ・売買による土地取引件数は、いわゆるリーマンショックを契機とする平成20年後半以来の景気後退の影響により、土地取引件数は114万件（平成23年）まで落ち込んだところ、本特例をはじめとした各種施策の効果により、下げ止まりが見られ、平成25年には128万件となっている。
有効性	要望の措置の適用見込み	（土地） 115万件（平成22年度～平成24年度実績の平均値） （住宅） 17万件（平成22年度～平成24年度実績の平均値）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	住宅取得費負担の軽減、中小事業者のコスト軽減、土地の流動化・有効利用の促進のためには、土地及び住宅取引に係る税負担を軽減することが効果的である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の特例措置（租税特別措置法第72条） 住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置（租税特別措置法第72条の2、第73条、第74条）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本措置は、適用件数が相当数に及ぶものであり、個別の補助金の申請手続を求めて交付する手法と比較して、国民・行政双方にとって負担の軽減の観点から優れた施策手段である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>(土地) 平成21年 117万件 平成22年 115万件 平成23年 113万件 平成24年 118万件 (住宅) 平成21年 21万件 平成22年 19万件 平成23年 17万件 平成24年 16万件</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>税額 65,173,265千円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>住宅取得費負担の軽減、中小事業者のコスト軽減、土地の流動化・有効利用の促進のためには、土地及び住宅取引に係る税負担を軽減することが効果的である。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・低未利用地の面積(平成15年度:13.1万ha→平成25年度13.1万ha) ・土地取引件数(平成22年115万件→平成26年:150万件)
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成13～19年にかけて150～160万件前後で推移してきた土地取引件数は、いわゆるリーマンショックを契機とする平成20年後半以来の景気後退の影響により、平成20年以降は急減した。しかし、本特例をはじめとした各種施策の効果により下げ止まったところであり、土地取引件数の回復のために、引き続き本特例を措置する必要がある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和56年度 創設 昭和61年度 3年間の延長 平成元年度 3年間の延長 平成4年度 3年間の延長 平成7年度 3年間の延長 平成10年度 3年間の延長 平成13年度 3年間の延長 平成15年度 対象範囲を住宅から不動産全般に拡充(3年間) 平成18年度 3年間の延長・縮減 平成21年度 3年間の延長 平成24年度 3年間の延長</p>
<p>ページ</p>	<p>17—4</p>